

第9回 京都市公契約審査委員会 会議録

- 1 日 時 令和6年7月25日（木）午前9時55分から11時30分まで
- 2 場 所 サンサ右京3階 交通局大会議室
- 3 出席者 松島格也委員長、川勝健志委員、土渕誠委員、中野雄介委員、野田崇委員、松若恵理子委員、峯田真裕委員（五十音順）
以下、京都市
神田財政担当局長、山口管財契約部長、下久保契約課長、上嶋工事契約担当課長、
松芝上下水道局総務部契約会計課長、清水交通局企画総務部総務課長ほか
- 4 傍聴者 3名
- 5 会議録
 - (1) 財政担当局長挨拶
 - (2) 新任委員紹介
新しく委員に就任した委員を紹介（峯田委員）
 - (3) 議事
 - ア 契約審査専門部会の結果報告（事務局から資料に基づき説明）
 - イ 京都市公契約基本条例の取組状況（事務局から資料に基づき説明）

令和5年度契約審査専門部会の結果について

中野委員

第1回部会で審査された「漏水調査（管路音圧監視システム）」作業」及び第2回部会で審査された「事業用電話設備・通信情報伝送設備部分更新工事」は応札者が1者のみとなっているが、なぜ応札者が1者のみであったかの議論はされたか。

事務局

本市の契約事務は、特定の1者でないと履行できない等の理由がある場合を除き、原則競争入札としている。

挙げられた2案件とも競争入札を実施しており、「漏水調査（管路音圧監視システム）作業」については、結果として履行できる業者が1者のみであった。

また、「事業用電話設備・通信情報伝送設備部分更新工事」は、既存既設の設備を停止させることなく、地下鉄を運行させ、夜間4時間程度で施工しなければならないという、かなり特殊かつ高リスクが伴う業務である。地下鉄業務に支障をきたした場合のリスクを考慮し、業者が応札を控えたため、このような結果となったと推察している。

野田委員

第1回部会は私が案件抽出委員を務めており、「漏水調査（管路音圧監視システム）」作業」については、受注者は一般財団法人京都市上下水道サービス協会（応札者1者）であるが、当然、民間企業でも受注は可能であり、仮に競争入札した結果、民間企業が参入して落札してしまうと当該協会は1年間仕事がなくなり、存続が危ぶまれる。「漏水調査」は水道事業の本来の業務であるはずなのに、競争入札という偶然をきっかけに、京都市上下水道局が事業そのものの存続に必要な機能を失ってしまうことにもなりかねず、競争入札という偶然によって結果的にそのような事態を招いてしまえば、非常にリスクが高いのではないかと、という問題意識の下に選んだものである。

ガバナンス方法として競争入札が最適なのかどうか、検討する必要があるのではないかと感じた。

松若委員

資料5ページの令和5年度の契約審査専門部会の審議結果で、審議した結果であるため簡潔に記載しているのだと思うが、実際にはもっと様々な議論を行ったと記憶している。資料には記載しなくとも、もう少し議論の内容の説明を増やしてもよいのではないかと感じた。

事務局

部会の審議結果については、部会そのものが非公開ということもあり、簡潔にしているが、説明をどのようにするのか検討してまいる。

市内中小企業の受注等の機会の増大

峯田委員

資料１３ページの主な取組の中で「可能な場合の分離・分割発注」と記載されているが、２８ページの主な御意見の中では「可能な限りの分離・分割発注」を求められている。

これは、意見を出した団体に公契約基本条例の制度の趣旨等が浸透していないのか、取組として足らないためこのような声が上がっているのかどちらか。

事務局

本市は困難な理由がある場合を除き、基本は分離・分割発注に努めている。

当該意見についても、今後も引き続き分離・分割発注を進めてほしいという趣旨で捉えており、本市としても継続して進めていくということだと考えている。

公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保

土淵委員

週休２日制についてだが、京都市として完全週休２日制の導入は進んでいるのか。

また、公契約に従事する個々の労働者の有給休暇等の活用について集計されているか。

事務局

これまでの週休２日制は、工期中に週休２日相当の現場閉所を実施しておれば、本市が経費補正したうえで達成という状況であったが、本市では新たに各週で週休２日を達成することを要請している。

ただ、個々の労働者及び技術者の週休２日達成率や有給休暇等の取得状況についてアンケートを実施する予定はない。

土淵委員

人材不足等の問題の中で、休みの確保や長時間労働の是正が一番大切な部分である。週休２日の促進をしても、有給休暇を使わなかったら本末転倒である。強制ではないが、是非とも労働者の有給休暇の活用についても、活用の促進という意味でも調査いただきたい。

松島委員長

例えば、我々の大学においては、有給休暇を取得しないと取得するよう指導されるため、おそらく、大学がどこかに報告を行っているのだと思う。もし、建設業界にもそのような仕組みがあればそのデータを参考にするなど、京都市が独自に集計等することは難しいかもしれないが、有給休暇の活用等は公契約基本条例の目指すところである「適正な労働環境の確保」が達成されているかより分かりやすい情報になるかと思うため、何らかの形で工夫していただければありがたいと思う。

公契約の適正な履行と質の確保

中野委員

資料 2 1 ページの主な取組の中で「適切な履行評価の実施、将来の人材の育成、下請契約の適正化の促進、不正行為の排除を徹底」と記載があるが、将来の人材の育成や下請契約の適正化促進とは、具体的にどのようなことをしているのか。

事務局

将来の人材の育成については、工事、測量・設計等における等級格付制度において本市評価事項としての加点項目である「次世代育成支援一般事業主行動計画」の作成、総合評価の評価項目で若手技術者の活用の加点項目を取り入れる等の取組を実施している。

また、下請契約の適正化の促進については、労働関係法令遵守状況報告書の中で下請業者の労働者が労働関係法令を遵守した環境で働いていることの確認や、等級格付で本市評価事項としての加点項目である暴力団からの不当要求排除の取組を評価するなど、下請契約の適正化を図っている。

中野委員

次世代育成支援一般事業主行動計画の内容を確認すれば、具体的に将来の人材の育成のための取組等が分かるということか。

後日で良いので、教えてほしい。

事務局

行動計画の具体的中身については、後日御報告する。(注 1)

注 1 次世代育成支援一般事業主行動計画の具体的中身については、後日、全委員に説明済み。

土淵委員

資料 2 3 ページで設計労務単価の記載があるが、下請企業の賃金支払に関する調査は行っているのか。

事務局

本市では下請業者を含め、契約業者に賃金が行き渡るように、適正な予定価格を設定している。

また、労働関係法令遵守状況報告書では事業者には雇用されている事務職及び技能労働者等の中で最低の賃金の記載をお願いしているところであり、個々の技能労働者等の賃金状況については把握していない。

土淵委員

是非とも可能な限り、調査をお願いしたい。

野田委員

資料 2 1 ページの主な取組の中で、「災害応急対策又は災害復旧に関する工事中の不可抗力によ

り損害が生じた場合の負担について」とあり、これは契約関係における危険負担の問題かと思うが、災害復旧工事中の不可抗力の損害とは、追加工事が必要になった場合等を指すのか、それとも、作業員が負傷した場合等を指すのか、具体的にどのような事例のことを指すのか。

事務局

おそらく、人的損害も物的損害も対象にしているもの（注２）と考えており、具体的には、土砂の崩落が工事現場で発生し、作業を崩落した地盤の上で行わなくてはいけなくなった時に、さらに横転等の被害が生じた場合等を指すものと捉えている。

野田委員

従来、受注者側に一定の負担を求めている根拠は何だったのか。

事務局

不可抗力による損害が生じた場合は、受注者が請負代金の１％を負担するということだが、不可抗力にもかかわらず、１％負担することとなっているのは、請負については、本来は受注者の負担であるという考えから出発しているのだと思う。

令和５年４月１日以降は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事中に不可抗力が生じた場合は、本市が全額負担としているが、それ以外の工事で不可抗力による損害が生じた場合は、従来どおり、受注者が請負代金の１％を負担し、９９％を本市が負担することとしている。

野田委員

不可抗力による損害なのか、施工方法が妥当でなかったために発生した損害なのか、京都市で判断するのか。

事務局

そうなると思う。

野田委員

京都市の判断について、訴訟となったことはあるか。

事務局

本市では、これまで訴訟になったことはない。

また、過去３年間で、災害応急対策又は災害復旧に関する工事中に不可抗力が生じた事例はなかった。通常の工事ではなく災害工事に限られ、さらに不可抗力が生じて災害が発生した案件であるため、件数としてはほぼないと思うが、この取組において、事業者が安心して危険な現場でも働けるということを想定している。

野田委員

損害に人的損害も含むのであれば、当該人的損害は労災になると思うが、労災認定後の保険料

の増額も、発注者が負担するのか。

事務局

人的損害については、詳細がないため、改めて共有する。(注2)

注2 会議後、「公共工事標準請負契約約款」を確認したところ、物的損害（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具）のみを対象としている（人的損害は含まない。）ことが判明したため、後日、全委員に訂正を行った。

その他

松若委員

資料２９ページの参考２で価格未満応札者の割合として約３割程度で推移しているということだが、この３割程度の顔ぶれはいつも同じ業者となっているのか。そういった分析はしているのか。

事務局

参考２の価格未満応札者の個々の業者の傾向等は把握していないが、日々の決裁確認業務で価格を割っている顔ぶれが毎回同じだと感じたことはない。前に落札した業者が、続けて落札していないことなどはよくあり、顔ぶれが同じになるという傾向はあまりないのではないかと考えている。

川勝委員

資料９ページの制度の趣旨の２つ目に「最低制限価格の全面事後公表化」と記載あるが、全面事後公表化以降、くじ引きの発生率は減少したのか。事前公表の時代は、多くの業者が最低制限価格に張り付くという傾向が強まり、そういった業者側の不満も大きかったと思うが、そういった面が全面事後公表によって解消の方向に向かっているのかを教えていただきたい。

事務局

くじ引きについては、最低制限価格を非公表とし、一定の算定基準で出した価格に１．０００～１．００３までの１１段階の数値を掛け、最低制限価格とするランダム係数を導入している。くじ自体は、最低制限価格が予想されやすい場合はたまたま当たることがあって発生はするものの、発生率でいうと事前公表していた時代からは激減している。

西野委員（委員会欠席により、事務局による意見紹介）

①資料１０ページで「土木工事格付及び舗装工事格付について、建設機械の所有及びリース台数を基に加点するという取組」はとても良い取組だと思うが、加点の対象となる機械について、経審の評価項目となっている機械だけでなく、木造住宅が多い京都市という特性を踏まえて京都市独自に検討してみてもいいのではないかと感じた。

②資料１８ページで昨年度の公契約審査委員会で質問したこと（労働関係法令遵守状況報告書に記載の最低賃金から、技能労働者分のみ抽出できないか）に対して回答いただき、ありがたく思う。改めて考えたところ、労働関係法令遵守状況報告書はあくまでも労働関係法令に適合しているか、最低賃金を報告していただくものであり、適正な労務費といった観点から職種に分けてデータを抽出することとするのとは意味合いが異なるものであると感じた。

また、京都市発注の公共工事においても、設計労務単価の改定を速やかに反映することは必要な取組だと思うが、いま国等で「標準労務費」等として議論となっているのは、その設計労務単価で積算されたものが、実際にどれだけ行き渡っているのかということであり、今後、課題になってくると思う。

事務局

①格付対象となる機械については、本市としても新しい取り組みであるので、まずは、経営事項審査の対象となる機械を対象として運用を開始してみて、また、制度をすすめていくなかで、各ご意見等をお伺いしながら、必要に応じて、本市独自の評価対象等についても検討してまいりたい。

②現時点では、適正な予定価格の設定やダンピング対策等に取り組んでいるところであるが、今後も国の動き等を注視していく。

小括

川勝委員

本日の説明は、公契約基本条例の4つの基本的な考え方に基づき、それぞれ京都市ではこのような取組を行っているという話を中心にあったかと思うが、大事なことは取組をしたことにより、どのような成果があがったのかということだと思う。検証を毎年行うことは難しいと思うが、どこかの節目でこのような検証を行うことも必要なのではないか。

例えば、4つの基本的な考え方のうちの1つ目である中小企業の受注機会の増大で、資料中で市内中小企業への受注機会は確保されているというデータを示していただいているが、これはあくまでも手段であって目的ではない。

つまり、市内中小企業の受注機会を一定確保することにより、京都市内の地域経済の発展や雇用の確保、税収等、京都市の経済にどのようなプラスの効果を与えたのかというような検証を産業連関分析や地域付加価値分析のようなものを使ってどこかの節目で実施し、示す必要もあるのかなと感じた。

また、4つの基本的な考え方のうちの2つ目、3つ目で関連した話で申し上げると、これまで例えば最低制限価格の継続的な引き上げや週休2日制の導入等が実施され、余裕を持った工期確保に努めてこられたかと思うが、これは1つの成果にも思えるが、やはり手段と捉えられる。取組の結果、例えば本当に人材の確保に繋がったのか、資料30ページの参考6でアンケートの結果を掲載いただいているが、業者からの主な意見の「満足」のところで「若手労働者等の担い手が増えると思う」と記載されているが、「増えた」とはなっていないので、そのあたりの検証は少し時間がかかると思うが、必要なのではないかと感じた。

今、申し上げたこととは逆説的な意味になるかもしれないが、最低制限価格を引き上げていく、週休2日制を評価することによって、工期も伸びるため、全体のコストが上がっていき、厳しい財政状況の中では、契約件数の絞り込みが必要になると思う。実際データ上でも、経年変化を見ると、工事も物品も、件数自体は減少しているように思う。1つ1つの案件のコストが伸び上がっていくということは、当然件数的には減少傾向となるため、先ほど申し上げた経済の活性化や雇用の創出とは矛盾する場面が出てくる可能性はあるかもしれないが、そこは量ではなく質の確保を重視し、長い目で見たときに担い手を安定的に確保する、若手に魅力あるような機会の提供をしていくことで、量的には縮小するかもしれないが、質をこのような形で担保していくというような、条例で掲げている目標が相反するものに関してどちらを優先的に行っていくのかという整理も必要なのではないかと全体を通じて感じた。

これは今すぐ動ける話でもないため、少し先を見据えてそういった検証もどこかのタイミングで必要になってくるのではないかと思います、コメントした。

事務局（財政担当局長）

非常に重要な御指摘をいただきありがとうございます。

政策目的に従ってどういった分析ができるのかは、考えていく必要があるかと思うが、御指摘いただいた趣旨の通り、例えば、市内中小企業の部分で申し上げると、分割発注して多くの中小企業が受注している状況であり、いつまでもその結果だけでいいのかというところの問題意識はある。企業の育成が目的なのであれば、仕事のできる企業を育てていくということも考える必要

があるし、その方向に向かって進んでいるのかは今あるデータだけではわからないため、分析、検証の必要性があると感じた。

市全体として、市民の所得の向上、労働環境の改善ためにどのように取り組んでいくのか、という前提があったうえで、公契約の分野でどう貢献できるのか。その分析もこれから必要になってくると感じた。政策の点検については、市長の下でやっと着手したような段階であるが、正直、分析も今までしっかりなされていなかったこともあり、土渕委員からも発言があったように現状もあまり把握できていないような面もあり、様々な調査をするということであれば1年どころか数年間かけての検討にはなってくるため、時間はかかると思うが、全体の議論をしっかりと整理したうえで、公契約で担うべき役割をはっきりさせれば、分析もかなりやりやすくなるかなと感じた。

松島委員長

非常に良い議論があったかと思う。

この委員会の資料一つにしても、私が就任した当時はトピックスも附属資料もなく、そういった時代から比較すると、現在では多くの参考資料が資料に掲載されるようになり、事務局には、既存の統計や今得られるデータで政策目的が達成されているのかを少しでも見ていくというスタンスを続けていただいております、そこは評価したいと感じた。

一方で、今得られるデータだけでは、読み取れる情報に限界があるため、先ほどの議論の中でも話はあったかと思うが、長期的な視点で、分析や調査を進めていただければと思う。

川勝委員

先ほどの話の補足で、公契約という枠組みの中で色々な政策目的を入れながら、現在の形になっていると思うのだが、財政担当局長が発言されていたように、例えば、地域経済の活性化や雇用の確保を例に挙げるならば、まずは市全体の産業政策の中で本来やって成果を上げなければならない話であり、さらに公契約の中でそれを補完するような役割として、政策目的を入れるという考え方が通例なのかなと感じた。それ以外にも例えば、4つの基本的な考え方の4つ目に「公契約を通じて社会的課題の解決に資する取組」とあるが、これについても環境政策やエネルギー政策等の大元を所管する部署でしっかり役割を果たしたうえで、公契約の中で補完するというような、あくまで公契約の部分はサブの位置付けであると思うが、京都市だけでなく全国的にみて、公契約条例に色々な政策を盛り込む傾向にあるように思う。確かに条例としての見栄えは美しくなるものの、メインではない公契約に様々なことを持ち込んでしまうと、成果を求められてしまって、それを切り取って効果を示すということが難しくなる。繰り返しにはなるが、方向性を否定しているものはないが、公契約という枠組みの中で市が掲げる政策目的のどの程度の効果を期待するのかをまず整理したうえで、やはり必要なものはやっていくということになるし、これは大元の施策を所管する部署でしっかりやっていくべきということであれば、極端に言えば、公契約の分野では外していくということもあっていいのではないかと感じた。

以上